

# WEADAC の使用にあたって （使用許諾契約及びサポートについて）

2019年2月28日 公開

2020年7月20日 更新

この文書には、WEADAC を使用するにあたっての基本的な注意事項、使用許諾契約およびサポート契約に関する事項が含まれています。WEADAC の使用をお考えの方は、使用契約を締結する前に必ずお読みいただき、内容に合意の上で契約の手続きを行ってください。

## 1. 定義

WEADAC (World Weather Data for Air-Conditioning ) は、冷房負荷及び暖房負荷を計算するための世界各地の気象データを出力するプログラムです。WEADAC を、以下本プログラムと呼びます。

## 2. 著作権者

### (1) 著作者、著作権者、使用許諾権者

本プログラムの著作者は、赤坂裕、武田和夫です。

### (2) 著作権者及び使用許諾権者

本プログラムの著作権者は、著作者及び株式会社気象データシステム（以下、MetDS）、使用許諾権者は MetDS です。使用許諾および本「使用許諾契約」の変更などの事務手続きは MetDS が担当します。

## 3. 一般条項

本「使用許諾契約」に係る事項は、日本国の法律を準拠法とし、それに従って解釈されるものとします。

## 4. 本プログラムが含む大陸の範囲

お客様は、以下のどれか一つを選んでご使用いただけます。

(1) World

(2) Asia

(3) Europe+North America

(4) Africa+Oceania+South America

以上において、(1) の World, (2) の Asia, (3) の Europe+North America, (4) の Africa+Oceania+South America は、本プログラムが含む大陸の範囲を表しています。各大陸に含まれる国や都市は、MDS のホームページの地点リストに掲載されています。

## 5. ライセンスキーの発行及び更新について

使用許諾権者は、本「使用許諾契約」の内容にすべて同意される場合に限り、お客様が本プログラ

ムをダウンロードして使用することを許可します。

本プログラムはダウンロードの時点においては無料の「試用版」（機能制限有）です。本「使用許諾契約」に同意し、所定の料金をお支払いいただいたお客様に「フル機能版」とするためのライセンスキーをお送りします。

ライセンスキーの有効期限は1年間で、再発行はいたしません。有効期限を過ぎると本プログラムを使用することができなくなりますので、継続使用のお客様は、ライセンスキーの期限切れ前に使用許諾権者に継続使用する意思を伝え、必要な手続きを済ませてください。使用許諾権者は新しいライセンスキーを発行します。

## 6. 使用権の設定

本プログラムは著作権法によって保護されていますが、本「使用許諾契約」に同意していただいたお客様には、以下のように一定の使用権を設定します。

### (1) お客様が一人の場合

お客様自身がプログラムの使用者である場合です。お客様（使用者）のコンピュータ一台に本プログラムをインストールして使用することができます。

### (2) お客様が法人または法人に類する組織（大学の研究室等）であって、使用者が複数の場合

お客様と使用許諾権者が個別に交わすライセンス契約書で定める使用者数を上限とするコンピュータに、本プログラムをインストールして使用することができます。具体的な使用条件等はライセンス契約書で定めます。

## 7. 禁止事項について

お客様が行ってはならない事項（禁止事項）は以下の通りです。

- (1) 本プログラムに関して、使用許諾権者の許可なしに、その使用権を再設定したり、賃貸またはリース契約をしたりすること。
- (2) 本プログラムのソースコードを調べたり、リバース・エンジニアリング、逆コンパイル、逆アセンブル、修正、翻訳、その他の試みを行ったりすること。
- (3) 本プログラムのバージョンアップ用の媒体、または以前のバージョンとそっくり置き換えられる新バージョンを受け取った場合に、その後も本プログラムの以前のバージョンを使用すること。

## 8. 本プログラムを使用して得たデータの扱い

- (1) 本プログラムを使用して得たデータを、他のプログラムで使用することを認めます。
- (2) 本プログラムを使用して得たデータを、説明の必要上、報告書や論文等に掲載することを認めます。ただし、データの掲載そのものが報告書や論文の主たる目的でない場合に限り、掲載の場合には、本プログラムから出力されたデータであることを明記して下さい。
- (3) 本プログラムを使用して得たデータを、体系的に整理して公表することは認めません。
- (4) 本プログラムを使用して得たデータを、お客様以外の者に保持させたり使用させたりすることとは認めません。
- (5) お客様が製作した、本プログラムで得たデータを内蔵したツールやソフトを、第三者に使用させることは認めません。そのような場合は、別途ライセンス契約が必要となりますので、

使用許諾権者にお問い合わせください。

## 9. 保証について

- (1) 使用許諾権者は、本プログラムがお客様の特定の目的にかなうことやお客様が本プログラムに必ずや満足されることを保証するものではありませんし、本プログラムの内容にまったく誤りがないことを保証するものでもありません。
- (2) 使用許諾権者は、本プログラムに複製の誤りやプログラムミスによる無視できない誤りが発覚した場合は、不具合の状況を確認した上で本プログラムを交換します。ただし交換の必要性については使用許諾権者の裁量により決定させていただきます。

## 10. 免責及び損害賠償について

- (1) 著作者らおよび使用許諾権者は、本プログラムの使用によって生じた損害、間接損害、その他類いの損害に対する一切の責任を負いません。そのような損害には、お客様が何らかの利益を受け損なったり、お客様のデータが消失してしまったり、事故等によって本プログラムが使用不能になったりした場合も含まれます。
- (2) お客様は、本プログラムの使用によって生じた損害に対し、本プログラムの著作者および使用許諾権者に賠償を求めないものとします。ただし、お客様の損害が本プログラムの重大な誤りによって生じたことが確認された場合には、使用許諾権者は、1年間のライセンス料を上限として損害を賠償するものとします。

## 11. 本プログラムで得られたデータ類の本「使用許諾契約」終了後の扱いについて

使用者は、契約終了後直ちに、本プログラムにより出力された気象データのすべてを抹消しなければなりません。ただし、契約期間中に報告書や論文等に掲載されたものはこの抹消の対象外です。

## 12. 本プログラムのホームページについて

本プログラムに関するマニュアル類、技術解説等は、MetDS のホームページをご覧ください。

URL : <https://www.metds.co.jp/>

## 13. お問い合わせについて

本プログラムに関するお問い合わせは、E-mail にて下記までお願いいたします。MetDS のホームページにはお問い合わせのフォームがありますので、ご利用ください。（電話、FAX 等での問い合わせは受け付けておりません。）

E-mail : [ea@metds.co.jp](mailto:ea@metds.co.jp)